

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（第二条関係）	．．．．．	3
○ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令（平成二年政令第三百七十一号）（第三条関係）	．．．．．	4
○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（第四条関係）	．．．．．	6
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第五条関係）	．．．．．	8

改 正 案	現 行
第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第四項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。 一・二 （略）	第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。 一・二 （略）
第三十三条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、法第五十条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。	第三十三条 （略） （新設） 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
3 第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。 4 （略）	3 （略） 4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条
5 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条	4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条

第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第三項の規定により交付された標章及び証明書は第三項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第二項の規定により交付された標章及び証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

改 正 案	現 行
（緊急輸送車両であることの確認） 第十二条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。 3 第一項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。 4 （略）	（緊急輸送車両であることの確認） 第十二条 （略） （新設） 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。 3 （略）

○ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令（平成二年政令第三百七十一号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車） 第二条 法第七条ただし書の政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。 一 三 （略） 四 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策を実施するため運転中の自動車（災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第一項の確認を受けたものに限る。）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第五号に規定する緊急事態応急対策を実施するため運転中の自動車（原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第一項の確認（原子力災害対策特別措置法施行令第八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第三十三条第二項の規定に基づくものを含む。）を受けたものに限る。）又は大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号に規定する地震防災応急対策を実施するため運転中の自動車（大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）	（スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車） 第二条 法第七条ただし書の政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。 一 三 （略） 四 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十三条第一項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の確認を受けた自動車

第十二条第一項の確認を受けたものに限る。）

五・六（略）

七 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に肢体不自由の程度又は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は別表第一号表ノ三の第一款症から第三款症までである者として記載されている者でその戦傷病者手帳を携帯しているものが運転している自動車

五・六（略）

七 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に肢体不自由の程度又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は別表第一号表ノ三の第一款症から第三款症までである者として記載されている者でその戦傷病者手帳を携帯しているものが運転している自動車

改 正 案			現 行		
（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用） 第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用） 第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第三十一条第 （略）	法第七十五条	原子力災害対策特別措置法第二	（略）	読み替える規定	読み替える規定
				読み替える字句	読み替える字句
第三十一条第 （略）	法第七十五条	原子力災害対策特別措置法第二	（略）	読み替える規定	読み替える規定
				読み替える字句	読み替える字句

2・3	(略)	二項						第三十三條第	一項
		法第五十條第						前項	
2・3	(略)	災害応急対策						十八條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五條	
		災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前						原子力災害対策特別措置法施行令第八條第二項の規定により読み替えて適用される前項	
2・3	(略)	緊急事態応急対策						十八條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五條	
		原子力緊急事態宣言の前						原子力災害対策特別措置法第二十六條第二項	
2・3	(略)	(新設)						(新設)	一項
		(新設)						(新設)	
2・3	(略)	(新設)						(新設)	十八條第一項の規定により読み替えて適用される法第七十五條

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等） 第三十九条 法第百五十五条第一項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第二項において読み替えて準用する災害対策基本法第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第三十二条から第三十三条の二まで（<u>第三十三条第五項を除く。</u>）の規定の例による。	（国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等） 第三十九条 法第百五十五条第一項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第二項において読み替えて準用する災害対策基本法第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第三十二条から第三十三条の二まで（<u>第三十三条第四項を除く。</u>）の規定の例による。